

平成29年度（平成28年度の事務対象）

## 教育に関する事務の点検及び評価報告書

平成29年8月25日

三条市教育委員会

# 目 次

1 教育に関する事務の点検及び評価について ..... 1

2 点検・評価対象項目

項 目	担 当	評価	ページ
<b>1 未来を拓き、力強く生きるための学校教育の充実</b>			
(1) 学校運営改善システムの構築	小中一貫教育 推進課	B	3
(2) 開かれた学校づくり		A	4
(3) 教職員の資質や指導力の向上		A	5
(4) 確かな学力の育成		B	6
(5) 豊かな心を育む心の教育と体験活動の充実		C	7
(6) 健やかな体を育む健康教育、体力向上の取組 の推進		A	8
<b>2 社会の進展に対応した教育の推進</b>			
(1) ICT、グローバル化に対応した教育の推進	小中一貫教育 推進課	B	9
(2) 市民性を高める教育の推進		C	10
(3) 社会で自立するための特別支援教育の充実		B	11
(4) 学校外における学びの機会の充実		B	12
<b>3 学び続ける生涯学習環境づくり</b>			
(1) 生涯にわたる学習機会の充実	生涯学習課	B	13
(2) 魅力ある多様な学習活動の充実		A	14
(3) 生涯学習支援体制の整備		A	15
<b>4 生きる力の基礎を育てる幼児教育の充実</b>			
(1) 幼児教育内容の充実	子育て支援課	B	16
(2) 幼保小連携の推進		B	18
(3) 家庭への支援の充実		B	20
<b>5 教育の充実を図る環境の整備</b>			
(1) 豊かな教育活動を支える環境の整備	教育総務課	B	21
<b>6 文化遺産の保存と活用</b>			
(1) 文化遺産の詳細調査・文化財指定	生涯学習課	B	22
(2) 埋蔵文化財の調査・保護		B	24
(3) 文化遺産の公開・活用		B	25

評価A：目標を上回る成果に達したもの

評価B：ほぼ目標どおり

評価C：目標の成果に達しなかったもの

3 教育委員会の会議及び教育委員の主な活動状況について ..... 27

# 教育に関する事務の点検及び評価について

## 1 実施方針

### (1) 趣旨

ア 三条市教育委員会は、毎年、主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図ります。

イ 点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進します。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関連条文抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。（一部略）

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

### (2) 点検及び評価の方法

#### ア 点検及び評価の対象

三条市教育基本方針に掲げる 5 つの基本方針を推進する上で設定した指標及び文化遺産の保存と活用に関する事務事業とし、平成 28 年度の取組状況について点検及び評価を行います。

なお、教育委員会の権限に属する事務を対象とすることから、特例条例により市長が管理及び執行する文化及びスポーツに関する事務並びに市長の事務とした青少年健全育成に関する事務は対象となりません。

#### イ 点検及び評価の方法

三条市が行う行政評価システムを参考に点検及び評価を行い、今後の方針、改善点等も示すものとします。

#### ウ 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用

三条市教育事務点検評価委員会（定数 3 人 任期 2 年）を設置し、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ります。

## エ 報告書の構成

(ア) 教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価について

(イ) 教育委員会の会議及び教育委員の主な活動状況について

## オ 議会への報告及び公表

点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、三条市議会に提出するとともに、公表します。

## 2 三条市教育事務点検評価委員会委員

氏 名	所 属 等
雲尾 周 (委員長)	新潟大学大学院現代社会文化研究科准教授
岡田 京子 (委員長職務代理者)	元燕市立燕南小学校教頭
五十嵐 大輔	三条市P T A連合会理事

# 1 未来を拓き、力強く生きるための学校教育の充実

## 1-1 (1) 学校運営改善システムの構築

(小中一貫教育推進課)

### 【施策の基本方針】

「主体的に考え判断する力」「自己肯定感を基礎としたしなやかでたくましい心」「規範意識と他者への思いやりに根ざした豊かな人間関係を築く力」といった実社会を力強く生き抜く力を着実に育むため、小中一貫教育を軸とした教育システムを更に改善する。

また、校務支援システム(※1)を、燕市、弥彦村と共同で導入し、市内全小中学校で運用することにより、教職員の多忙化解消と事務の効率化を進め、教員が児童生徒と向き合う時間の確保と生徒指導上の諸問題減少、学力の向上、教育情報管理の徹底を図る。

※1 校務支援システムとは、学籍、成績等、児童生徒に関する様々な情報をデジタル化し、教職員間で共有するシステム

### 【主な事務事業】

#### ① 小中一貫教育推進事業（制度移行推進事業）

各中学校区における小中一貫教育の取組を着実に推進するとともに、これまでの実践や研究の成果を取りまとめ、全国に発信する。また、学校教育法に「義務教育学校(※2)」が法制度化されたことを踏まえ、制度移行に伴う課題の検討等を行い、取組を進めていく。

※2 義務教育学校とは、義務教育9年間（前期課程6年、後期課程3年）の教育を一貫して行う学校

#### ② 校務支援システム整備推進事業

市内全小中学校で運用を始める校務支援システムのスムーズな運用と定着を図る。システムの積極的利用により、市内小中学校の教職員の多忙化解消と事務の効率化を進め、教員が児童生徒と向き合う時間の確保と生徒指導上の諸問題減少、学力の向上、教育情報管理の徹底を図る。

### 【平成28年度における評価】 B

教育センター主催研修講座、指導主事による学校訪問等の取組により、小中一貫教育を軸とした教育システムが教職員に浸透している。

校務支援システム本格運用により、事務処理業務の作業時間が「かなり減った」「まあまあ減った」という肯定的評価を示す教職員が38.1%で平成27年度より増加した。しかし、「少し増えた」「かなり増えた」という否定的評価を示す教職員が26.6%であった。校務支援システムのソフト操作にまだ慣れていないことが要因である。今後、教職員が操作に慣れていくことで肯定

的評価の上昇が見込まれる。

### 【今後の方針】

小中一貫教育関連事業については、研修会や学校訪問が有効に働いていると考えられるが、改善を加えながら取組を継続していく。

校務支援システムについては、今後も使用方法についての研修を実施し、事務処理業務の効率化による多忙化の解消を図り、教員が児童生徒と向き合う時間の確保により、生徒指導上の諸問題の減少や学力の向上を進めるとともに、教育情報管理の徹底を図る。

## 1-(2) 開かれた学校づくり

(小中一貫教育推進課)

### 【施策の基本方針】

小中一貫教育の推進に伴い、中学校区ごとの小中一貫教育推進協議会等を確実に運営していくとともに、学校評議員会等の活性化を図り、教育目標や計画、教育活動、学校と地域の連携など学校運営に関して意見を求め、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進する。

### 【主な事務事業】

#### ① 小中一貫教育推進事業(各中学校区推進事業)

各中学校区における小中一貫教育の取組を着実に推進するとともに、小中一貫教育推進協議会を開き点検・評価を行い、小中一貫教育を軸とした教育システムの改善を図る。

#### ② 学校評議員会

学校・家庭・地域が一体となって子どもの健やかな成長を担っていくため、地域に開かれた学校づくりをより一層推進する観点から、校長は学校評議員会を開き、学校評議員から、学校の教育目標、教育活動、学校と家庭・地域との連携等、学校運営について意見を求め、学校運営の改善を図る。また、今後は学校運営協議会へと発展させる準備を進めていく。

### 【平成 28 年度における評価】 A

学園呼称の決定、コミュニティ・スクールの導入準備により、地域に開かれた学校づくりの気運が高まっている。中学校区の小中一貫教育推進協議会の開催、中学校区小中一貫教育便りの発行とともに、学校評議員会の開催回数も増え、学校、保護者、地域の方々が協働しながら教育活動に取り組んでいる。それぞれの立場の中で、役割を担いながらできることを行い、それを評価する PDCA サイクルが機能している。保護者や地域の方々の声を活かし、

地域の教育資源や人材を活用することで、地域に開かれたそれぞれ特色のある学校運営がなされていると評価する。

### 【今後の方針】

併設型小学校・中学校(※3)（学園）としての教育活動を更に発展させていくように、保護者や地域の方々が学校経営に参画する意識を高めていく。また、平成30年度の大崎義務教育学校開校に向けて、保護者や地域の方々と協議しながら開かれた学校づくりを更に進めていけるように支援していく。

コミュニティ・スクール(※4)（学校運営協議会制度）では、モデル校の活動を支援していく中で、成果と課題を明らかにするとともに、研修機会を充実し、平成30年度末までに市内全小中学校への導入準備を目指す。

今後も、開かれた学校づくりに向けて、学校と保護者や地域の方々が協議・協働しながら、学校づくりを行っていけるような仕組みづくりを行っていく。

※3 併設型小学校・中学校とは、現在の小学校・中学校の枠組みは変えず、同じ教育目標の下、9年間の教育を一貫して行う学校

※4 コミュニティ・スクールとは、地域の住民や保護者のニーズを学校運営により一層的確に反映させるための仕組みであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6に基づく「学校運営協議会」が置かれている学校を指す。

## 1-3) 教職員の資質や指導力の向上

(小中一貫教育推進課)

### 【施策の基本方針】

魅力ある優れた教育機会を提供するため、これまで築き上げてきた小中一貫教育を軸とした教育システムを継続しつつ、それらを更に改善するとともに、児童生徒の成長を見通した継続性、発展性のある教育を展開するために、教育センターの研修を充実させ、教職員の資質・指導力の向上を図る。

### 【主な事務事業】

#### ① 小中一貫教育推進事業

教職員の資質・指導力の向上を図ることを目的に、小中一貫教育実践研修、小中一貫教育推進マネジメント研修等の教職員研修を開催する。また、指導主事が学校訪問を行い、教職員の授業力向上に向けた支援を行っていく。

### 【平成28年度における評価】 A

教職員の資質・指導力の向上を目指し、教育センターの研修内容を検討し、充実を図った。学校のニーズに柔軟に、幅広く対応できる学校訪問（オーダ

一メイド訪問)を行ってきた。受講者の研修に対する肯定的評価は概ね高い。各学校からの要請による授業支援訪問の回数も大幅に増えた。以上の理由から、教職員の研修意欲が向上し、着実に資質・指導力の向上が進められていると考える。

### 【今後の方針】

今後も新学習指導要領改訂の動向、外国語活動、道徳の教科化などを視野に入れて、教育センター研修の内容や方法の見直しを図っていく。一つ一つの研修が、今日的な課題や教職員のニーズに即した内容で、グループ協議等を取り入れた主体的な学びができる研修となるよう改善を行っていく。また、好評を得ているオーダーメイド訪問を中心にした学校訪問支援体制を構築していく。

## 1-(4) 確かな学力の育成

(小中一貫教育推進課)

### 【施策の基本方針】

児童生徒の学力向上に向けて、標準学力検査（NRT）（※5）を実施し、中学校区ごとにその結果を活用した小中合同研修会を開催し、授業改善を図っていく。また、教職員を対象に学力向上に係る研修会を教育センターで開催したり、指導主事が中学校区ごとの公開授業研究（協議会）に参加したりすることで、教員個々の資質（授業力・指導力）向上を図り、確かな学力の育成につなげていく。

※5 標準学力検査（NRT）とは、昭和 25 年に刊行された日本で最も多く実施されている標準化された学力検査である。標準化の過程で、全国で幅広く実験を行い、妥当性と信頼性が高いため、客観的な学力測定に用いられている。

### 【主な事務事業】

#### ① 学力向上推進事業

児童生徒の充実した学校生活の具現と夢や希望の実現に向けて学力の向上を目指す。そのため、全国標準学力検査（NRT）等の結果を分析し、指導に活かすとともに、教職員研修を行い、教職員の資質や授業力の向上を図る。

### 【平成 28 年度における評価】 B

小学校の国語、算数の学力は目標値に達している。中学校は国語の学力は目標値に達しているが、数学は達することができなかった。また、教科総合（4教科）も偏差値 50 をやや下回っている状況である。算数、理科、社会の

学力を小学校時から引き上げていく必要がある。

### 【今後の方針】

児童生徒、教職員が入れ替わっていく中で、学力水準の向上を図っていく必要がある。具体的には、教育センター主催の学力向上研修の内容を検討し、充実を図る。また、児童生徒の家庭学習習慣化の取組を推進する。さらに、中学校数学プロジェクト（県事業：数学教員の指導力向上研修）やオーダーメイド訪問で各学校の多様なニーズに応え、学力の向上につなげていく。

## 1－(5) 豊かな心を育む心の教育と体験活動の充実

(小中一貫教育推進課)

### 【施策の基本方針】

hyper-QU(※6)を全学校で年2回実施し、児童生徒の実態把握・変容把握を行い指導改善に活用することで、いじめや不登校の未然防止を図る。また、「深めよう絆スクール集会」を中心とする小中連携事業、異学年交流事業や小小合同体験合宿、合同修学旅行などの体験活動を行い、児童生徒の社会性の育成を図り、いじめの防止、不適応の予防に努める。

※6 hyper-QUとは、学校生活における児童生徒の意欲や満足感及び学級集団の状態並びに関わり方や配慮ある態度といった社会性について、児童生徒に対し質問紙法によって測定する心理テスト

### 【主な事務事業】

#### ① いじめ・不登校対策事業(hyper-QU関係)

hyper-QU検査により、児童生徒をより客観的に見取することで、効果的な支援の手立てを構築できると同時に、小中9年間を貫く見取り、状況把握が可能となり、個々の児童生徒への小中連携した支援が可能となる。

### 【平成28年度における評価】 C

各中学校区で、小中連携による小学校5・6年、中学校1年の児童生徒が実際に話し合い活動を行ったり、互いに学び合う体験活動を行うなど、多様な異学年交流を取り入れ、「深めよう絆スクール集会」を各中学校区で行った。成果指標としている社会性に関するhyper-QUの結果も全国平均を上回る状況を維持しているが、目標としている全国平均+3.0ポイントに達していない。これは主に、相手の立場に立った言動のあり方と関わり合いの中での主体的・対話的な活動に課題が残されていると考えられることから、表現活動の充実に向けて取り組む必要がある。

## 【今後の方針】

各学校で hyper-QU の結果を活用した職員研修を確実にを行い、スキルアップを図っていく。また、今後も各学園単位での小小合同体験合宿や合同修学旅行などの体験活動を更に推進したり、児童生徒が参画するいじめ見逃しゼロスクール集会で主体的・対話的な活動を取り入れるなど表現活動の充実により関わり合い活動を深化させる。さらに、異学年交流活動や授業における関わり合い活動を活発化するなどして、児童生徒の社会性の育成を図る活動により一層積極的に取り組む。

## 1- (6) 健やかな体を育む健康教育、体力向上の取組の推進

(小中一貫教育推進課)

### 【施策の基本方針】

食育では、子どもの食や健康についての意識を高め、生活習慣の改善を図る。

体力づくりでは、市内小中学校の児童生徒の体力の実態に基づき、弱点を克服する「1学校1取組」(柔軟性・持久力・瞬発力・心肺機能の向上等に向けた授業改善や特別時間設定)を各学校で計画的に行うことで体力の向上を図る。

### 【主な事務事業】

#### ① 子どもがつくる弁当の日

「子どもがつくる弁当の日」の取組を推進することにより、親子の触れ合いを含む家庭教育力の向上と子どもの食や健康についての意識を高め、生活習慣の改善を図る。

小学校5・6年生と中学校1～3年生が、自分の弁当を保護者と一緒につくったり、自分だけでつくったりする日を各校に設定してもらう。

#### ② 体力向上に係る1学校1取組

体力テスト(※7)(8種目)の結果を基に、各学校で体力の実態を把握する。さらに、弱点部分の底上げができるように、各学校において対策を検討し、計画的、継続的にバランスの取れた体力の向上が図られるよう実践する。年度末には弱点の克服を評価し、次年度の計画づくりに活かす。

※7 体力テストとは、全児童生徒の体力・運動能力を測るテスト。8種目(握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ(中学校はハンドボール投げ))を実施し、学年別・男女別に平均値を算出する。

## 【平成 28 年度における評価】 A

食育では、「子どもがつくる弁当の日」の実施が目標の全 69 学年となり、全 190 回（1 学年当たり平均 2.8 回）行われた。各回のねらいに対する教員の評価は「大変良い」が約 77%、「良い」を加えた肯定的評価は約 98%と高い。また、各校が独自に取り組んでいる児童生徒の感想文や保護者へのアンケートにおいてもほとんどが肯定的な感想や評価である。このことから、弁当づくりを通して、子どもの食や健康への関心を高めることにつながっているものと判断する。

体力づくりでは、「1 学校 1 取組」を中心に各学校で体力向上のための取組が継続して行われたことにより、小 5、中 2 の体力テスト結果では 32 種目中 18 種目が県平均を上回り、目標としていた 16 種目以上を上回った。今後も各学校の「1 学校 1 取組」の実践を推進する。

## 【今後の方針】

食育では、今年度の取組を継続するとともに、平成 29 年度は各校教職員や保護者の啓発のため、3 年ごとに行っている「子どもがつくる弁当の日」の提唱者による講演会を実施する。

体力づくりでは、その年度によって体力差が見られるため、「1 学校 1 取組」を軸とした全校体制の体力向上に向けた取組を推進し、個々の弱点を克服するとともにバランスの取れた体力づくりに取り組む。

## 2 社会の進展に対応した教育の推進

### 2-1 ICT、グローバル化に対応した教育の推進

（小中一貫教育推進課）

#### 【施策の基本方針】

情報化、グローバル化など社会の進展に的確に対応するため、ICTの活用や外国語教育の推進を図り、情報活用能力や確かなコミュニケーション能力等を育成する。

#### 【主な事務事業】

##### ① デジタル教科書ソフトの整備

各小中学校に、主要教科【国語、数学（算数）、社会、理科、英語（中学校のみ）】のデジタル教科書ソフトを整備し、授業で有効活用してもらうことで、教育の質の向上を目指す。

## ② A L T等の業務委託

A L T(※8)や地域在住の外国人を指導者として市内小中学校へ派遣し、外国語活動・英語教育を推進する。児童生徒が生徒の英語や外国の文化に触れることを通して、外国語のおもしろさやコミュニケーションの大切さを知る機会とする。また、コミュニケーション能力を養うことや、英語力の向上を図る。

※8 A L Tとは、Assistant Language Teacher の略で、日本人教師を補佐する外国人による「英語・外国語活動教育補助者」のこと。

### 【平成 28 年度における評価】 B

学年 1 台の電子黒板、主要 5 教科（小学校は 4 教科）のデジタル教科書を市内全小中学校に整備するとともに、有効活用のための研修は実施したが、教員の授業での I C T活用能力は県の平均値並に留まっている。

A L Tの勤務状況に対する肯定的評価は年々向上し、90%の目標を達成することができた。業務提携している業者と連携し、A L Tの指導力向上に努めた成果が着実に表れてきている。

### 【今後の方針】

教員の「授業中に I C Tを活用して指導する能力」を高めるために、電子黒板やデジタル教科書の有効活用について、今後も研修に力を入れていく。小学校教員に比べ、中学校教員の有効活用度が低いので、中学校教員への研修を強化していく。教員が I C Tを無理なく気軽に活用できる環境を整えていくことも、長期的な取組として継続的に進めていく。

小学校中学年外国語活動導入と高学年「外国語」教科化の具体的な方向が示された。今後、中学校だけではなく、小学校での外国語の授業力向上が一層求められる。A L Tの指導力向上が、小学校教員の授業力向上にもつながることから、今後も提携業者、各学校と十分連携を図りながら、A L Tの指導力の向上を目指す。

## 2-2 市民性を高める教育の推進

(小中一貫教育推進課)

### 【施策の基本方針】

三条の教育資源と人材を活用し、子どもたちの三条の自然や歴史への理解、科学的な思考力の育成、ものづくりの素晴らしさの感得、防災に関する基礎的・基本的事項の理解と安全の保持増進に関する実践的な能力や態度の形成を図る。また、小中一貫教育を軸とした教育システムを更に改善し、実社会を力強く生き抜く力を育む。

## 【主な事務事業】

### ① 三条市の特色を活かしたキャリア教育事業

ふるさと三条への愛着、科学的なものの見方や感性、ものづくりへの関心・意欲、災害に際しても適切な意志決定をし、自分の命を自分で守る態度等、ふるさと三条を愛し、誇りに思い、次代の三条を担う子どもを育成する。

### ② 三条市の特色を活かしたキャリア教育事業(刃物・ものづくり教育)

「和釘を作る」「小刀を使ってものを作る」「のこぎり、かんなを使って木を切る、削る」「砥石を使って包丁を研ぐ」などの活動を通して児童生徒のものづくりに対する興味・関心を高め、ものづくりの町三条のよさを知り、ふるさと三条を愛し、誇りに思う児童生徒を育成する。

### ③ 三条市の特色を活かしたキャリア教育事業(科学教育推進事業)

児童生徒に対して、科学への興味関心を掘り起こし、科学的な好奇心と研究意欲を高め、問題解決能力と創造性を育む。

## 【平成 28 年度における評価】 C

児童生徒の三条市への愛着については、徐々に高まってはいるが、目標値に到達することができなかった。また、各種事業の活動内容について満足している参加者は多いが、目標としている参加者数に届かなかった。

## 【今後の方針】

「刃物・ものづくり教育」では、児童数の減少により参加人数が減る傾向にあるが、体験活動の内容、方法、時間を見直し、参加する子どもにとって充実した体験活動が展開できるようにする。

「科学教育推進事業」については、参加した児童生徒の満足度が高いので、事業のPRや広報に努め、参加者が増えるように働きかけていく。

## 2- (3) 社会で自立するための特別支援教育の充実

(小中一貫教育推進課)

### 【施策の基本方針】

インクルーシブ教育システム(※9)の推進及び「障害者差別解消法」の施行(H28. 4. 1)に伴い、基礎的環境整備と合理的配慮の提供が法制化されたことを受け、特別な教育的支援を要する児童生徒に対する指導体制の整備・充実及び教職員を対象とする研修会の実施等により特別支援教育の一層の推進を図る。

※9 インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性を尊重し、障がい者が持てる力を可能な限り最大限度まで発達させ、社会参加することを目的として、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。

## 【主な事務事業】

### ① 特別支援教育事業

特別な教育的配慮を要する児童生徒に対し提供する合理的配慮について、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」に記載することにより、個に応じた適切な指導や支援を行う。

### ② 特別支援教育研修会

インクルーシブ教育の推進や基礎的環境整備と合理的配慮についての提供を図ることを目的とした「参加型・対話型」の研修会を開催する。

## 【平成 28 年度における評価】 B

特別な教育的支援を要する児童生徒に対して、個に応じた校内指導体制を充実させることにより、学習上及び生活上の困難さを軽減し、個の成長につながる事ができた。また、教職員対象の特別支援教育研修会等を実施することにより、学校、保護者及び児童生徒のニーズに応じた環境整備や指導・支援に資することができた。

## 【今後の方針】

個別の教育支援計画への「合理的配慮」の記載については、保護者との合意形成を図った上で確実に記載することを、今後も小中学校に働きかける。

教職員を対象とした「参加型・対話型」の研修会を実施したことで、教職員の特別支援教育への理解を深め、指導力の向上を図ることができたので、今後も学校のニーズに応じた継続した研修会を実施していく。また、その他 5 回の特別支援教育研修会を実施し、年間合計 9 回の研修会を充実させ、教職員一人一人の特別支援教育に係る総合的な力の伸長を目指す。

## 2-4 学校外における学びの機会の充実

(小中一貫教育推進課)

### 【施策の基本方針】

一人一人の子どもの学びたいという気持ちに応え、子どもの持っている力を更に伸ばすため、成績上位で学習意欲が高い児童生徒を対象に、民間教育機関を活用した指導力の高い講師による学習機会を提供し、更なる学力向上を目指す。一方、学校の授業内容をより確かなものにしたという児童生徒を対象に、教員OBや市民ボランティアを指導者として学習の場を提供し、

学習に対する自信を付ける。

### 【主な事務事業】

#### ① さんじょう学びのマルシェ

児童生徒の学習習熟度別に5種類の定期講座を1年を通じて実施する。土曜日に開催する2講座は、学校の補充学習を中心としてそれぞれ年30回、日曜日に開催する3講座は、発展的な学習を中心としてそれぞれ年36回実施する。指導者は、土曜日が教員OBや市民ボランティア、日曜日は委託業者の講師とする。

### 【平成28年度における評価】 B

参加している児童生徒が、自身の学習状況に適したコースを選択することができ、適切な学習を進めることができている。アンケートの記述から、9割近くの受講生が学習満足度や学習意欲向上を実感している。今後の課題としては、会場までの距離があり参加できない児童生徒がいるため、新たな会場の設置等の改善が必要である。

### 【今後の方針】

会場を増設することで、より多くの児童生徒へ学習の機会を提供していく。中学生は部活動との両立が難しい傾向にあり、参加者が少ない。部活動を引退した3年生が参加できるように、対象を中学3年生まで広げていく。

## 3 学び続ける生涯学習環境づくり

### 3-1 生涯にわたる学習機会の充実

(生涯学習課)

#### 【施策の基本方針】

市民一人一人が「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができるよう各種公民館事業を始めとした生涯学習の機会を提供する。さらに、中心市街地にある社会教育施設等の機能を有機的に結び付け、多彩な交流を育む中で、市民に「気付き」をもたらし、意識の変化や新たな行動変容につなげる機会の創出を図る。

### 【主な事務事業】

#### ① 青少年体験教室

様々な体験活動を通して子どもたちの知的好奇心や想像力を豊かにし、

自立心の育成や参加者同士の交流を図るための事業を推進する。

## ② 教養講座・文化講座

市民の主体的な学習活動や地域社会へ貢献する活動への支援及び三条市の特性を活かした学習活動を提供するため、分館も含めた全市10公民館で教養講座・文化講座を開催する。

## ③ 高齢者教育に資する講座

社会環境の変化に適応できるよう幅広い分野にわたる学習の機会を提供し、高齢者の生きがいづくり・仲間づくりを促進し、高齢者の充実した生活を支援するための事業を実施する。

## 【平成28年度における評価】B

市民の学習ニーズや社会の要請に対応し、幅広い世代が生涯を通じて学び、自己を磨き、地域社会の一員として活躍できるよう、社会的課題や一人一人の学習ニーズ、ライフステージに応じた学習機会を提供できた。

また、新たに整備されたステージえんがわや中央公民館、図書館及び歴史民俗産業資料館を有機的につなげる視点を持ったまちなか文化祭事業等を通じて、市民がまちなかを巡る回遊性が生まれ、スマートウエルネス(※10)三条の推進につながった。

※10 スマートウエルネスとは、歩くことによる「身体」の健康はもちろん、人との出会いを通じ「心」の健康や「生きがい」までを含めた「健幸」につなげ、市民の安心安全で豊かな生活を推進しようとする行政施策のこと。

## 【今後の方針】

余暇時間の増大や高齢化、生きがい、心の豊かさを求める志向の高まりなどを背景に、生涯にわたって学び続けようとする市民の学習ニーズがますます高まっていくことから、更に専門的な講演・講義を始め、「見る・聴く・話す」といった参加者自身の主体的な活動を通じた魅力的な学習メニューの構築を図っていく。

さらに、常にスマートウエルネス三条の視点を持ち、ステージえんがわやまちなかの社会教育施設の有機的な連携を図り、回遊性を生み、まちなかのにぎわいにつなげる事業を展開する。

## 3-(2) 魅力ある多様な学習活動の充実

(生涯学習課)

### 【施策の基本方針】

中高年層を中心に市民が多様な学習活動・機会を通じて「参加する人から担う人・支える人」へ転換し、もって循環型生涯学習の推進を図る。

## 【主な事務事業】

### ① きっかけの1歩事業の実施（「まちなか」テーマ型コミュニティ）

これまで公民館ではやったことがない突拍子もないプログラムを実施し、魅力ある多様な学習機会の提供と外出機会の創出を図る。

### ② さんじょう 108appy 事業の実施

市民が主体となって実施する「まちなかのにぎわいイベント」を支援することによって、まちなかへの日常的な市民の外出機会を創出する。

### ③ 出張型きっかけの1歩事業の実施（「下田地域」地縁型コミュニティ）

下田地域の自治会が管理する集落センターを会場に、地域住民が気軽に出席したくなるような事業の開催を通じて地域のつながり・絆の再構築を図る。

## 【平成 28 年度における評価】 A

主に高齢者の外出機会の創出と生涯学習人口の拡大を図り、もって循環型生涯学習の推進を図ることを目的に、これまで公民館ではやったことがない視点を持った「きっかけの1歩」事業に取り組み、当初目標の 54 事業を超える 62 事業を開催し、延べ 6,714 人の参加につなげた。

さらに、社会参画活動意欲のある高齢者の掘り起しを行い、新たな活躍の場へ誘導するために、きっかけの1歩事業参加者に「声掛け」を行い、94 人を元気はつらつボランティア（※11）登録につなげることができた。

※11 元気はつらつボランティアとは、ボランティア活動に参加し、手帳にスタンプを貯めることで地元農産物や地場製品と交換できる三条市独自の制度のこと。

## 【今後の方針】

「きっかけの1歩事業」を更に拡充し、参加者の裾野を広げていくための取組を検討するとともに、意欲ある参加者を社会参画活動へとつなげる取組の一つである参加者への「声掛け」を継続し、次のステージにつなげ、社会の担い手として活躍する仕組みの構築を図っていく。さらに、40 代及び 50 代の中年層に対して、セカンドライフを見据えた中で、生涯にわたって学ぶことの魅力やこれからの地域貢献の必要性などを伝える機会を創出する。

## 3 - (3) 生涯学習支援体制の整備

（生涯学習課）

### 【施策の基本方針】

市民の主体的な学習活動を支援するため、各種教養講座等の開催を通じて、市民自らが得た知識・経験や学習成果をボランティア活動等によって地域に還元する仕組みの構築を図る。

## 【主な事務事業】

### ① 市民総合大学

市民が学びの成果やその知識・技術を活かし、自らが講師となる教養・体験講座等を企画し、運営する。

### ② ITリーダー養成講座

公民館パソコン教室の指導者を養成するためのITリーダー養成講座を開催する。

### ③ レクリエーションリーダー養成講座

楽しく気軽に体験できるレクリエーションに関する講座を開催し、各種イベント・事業等で活躍できる人材を養成する。

## 【平成28年度における評価】 A

「市民自らがアイデアをカタチにする」をコンセプトとして開催した市民プロデュース事業『市民総合大学』を延べ27講座開催し、定員90人を超える125人の参加があり、事業終了後の市民満足度調査では、「とても良い（評価5）・良い（評価4）」と回答された方の合計が85.3%となったことから、市民ニーズを捉えた事業が実施できた。

さらに、ITリーダー養成講座を受講した4人全員が指導者登録を行い、パソコン教室ボランティアを体験する機会を得たことなどから「新たな活躍の場の創出」につなげることができ、学習の成果を地域に還元する仕組みが効果的に機能した。

## 【今後の方針】

市民の様々な学習活動が円滑に行われ、自立した学習活動ができるようニーズに合わせた生涯学習支援体制の充実を図る。

さらに、市民の多様なニーズに対応できる指導者を発掘し、養成に努めるとともに、学習活動を補助するボランティアの育成と活用を推進する。

## 4 生きる力の基礎を育てる幼児教育の充実

### 4-1 幼児教育内容の充実

(子育て支援課)

#### 【施策の基本方針】

三条市幼児教育推進プランの重点項目1「幼児教育内容の一層の充実」における次の4つの施策体系の下で各取組を推進していく。

① 「遊び」を通じた豊かな教育活動

子どもの運動遊びの時間が少なくなっていることから、体を動かして遊ぶ機会と時間を増やし、運動遊びを推進する。

② 特別な配慮が必要な子どもへの支援

発達障がいを含め、何らかの支援が必要な子どもに対して、一人一人の個性や特性を的確に把握するとともに、その子の持てる力を高めるよう支援する。

③ 教職員の資質や専門性の向上

一人一人の職員の知識や技術等は、日頃の保育に反映されることから、園内、園外研修や自己研鑽を通じて保育の専門性を高めていく。

④ 信頼される幼稚園・保育所（園）づくり

行事等を通じた保護者や地域との連携、情報提供、情報公開に努めるなど、信頼される幼稚園・保育所（園）づくりを進める。

【主な事務事業】

① 保育者対象公開保育の開催

保育者のスキルアップのため、年齢や発達に合わせた運動遊びの実践例を公開保育という形で紹介し、基本的な考え方及びその重要性について学識経験者の助言を受ける。

② 三条っ子発達応援事業

子ども・若者が学校や社会に適応できるよう、発達障がい等子どもの特性にできるだけ早期に気づき、一人一人にあった適切な対応と継続的な支援を行う。

【平成 28 年度における評価】 B

① 運動遊びの推進については、保育現場を対象として、幼児の運動能力調査、公開保育の実施や「三条版運動遊びプログラム」冊子、研修用 DVD を作成し、各施設に配布することで、各施設における運動遊びの実践をサポートした。

② 特別な配慮が必要な子どもへの支援では、平成 26 年度から取り組んでいる「三条っ子発達応援事業」の「年中児発達参観」により、発達障がいを含め何らかの支援を必要とする子どもに早期に気付く仕組みが定着しつつある。

③ 職員の資質向上等に向けて絵本講座等を開催するなどし、課題に応じた研修の機会を提供した。

④ 園における保育者の活動への理解を保護者が深め、園と保護者の信頼関係の促進が図られる「保護者先生体験」の実施について働きかけを行った。

## 【今後の方針】

- ① 運動遊びの推進については、保育現場における運動遊びの実践を引き続きサポートするとともに、新たに保護者向けの運動遊びプログラムの作成や講演会の開催を行うことで、幼稚園・保育所（園）等だけでなく、家庭での運動遊びも推進していく。
- ② 幼稚園・保育所（園）等において、発達支援のリーダー的役割を担う発達支援コーディネーター研修を平成 27 年度から実施したが、今後も研修を継続実施することにより、発達支援コーディネーターとしての人材を拡充させるとともに、特別な支援や配慮を要する子どもに早期に気付く視点を更に深め、発達支援コーディネーターを中心としたサポート体制を確立していく。
- ③ 職員の資質向上について、職員のスキルに関する課題を捉え、その課題に応じた研修を行っていく。また、質の高い保育が展開されるように新保育所保育指針（平成 30 年度施行）の研修を行う。
- ④ 引き続き「保護者先生体験」の実施や園が実施しやすい環境づくりに努める。

## 4－(2) 幼保小連携の推進

（子育て支援課）

### 【施策の基本方針】

三条市幼児教育推進プランの重点項目 2 「幼稚園・保育所（園）等と小学校の連携の推進」における次の 3 つの施策体系の下で各取組を推進していく。

#### ① 確実な引継ぎ・継続的な支援

幼稚園や保育所（園）等での一人一人の特性に応じたきめ細かな支援を小学校等へ確実に引き継ぐ。特に支援の必要な子どもについては、個別の発達支援計画等を活用して継続的な支援を行う。

#### ② 交流活動の推進

幼稚園・保育所（園）等から小学校に入学する子どもたちは、期待感を持っている一方で、不安感を持つ子どもも少なからずいることから、全ての子どもたちが不安なく意欲を持って小学校に入学できるように、幼稚園・保育所（園）等と小学校の交流を推進する。

#### ③ 育ちのつながりを意識した指導

子どもの育ちや学びの連続性・一貫性を確保するため、「安心わくわくプログラム」、「スタートモデルカリキュラム」を実践することにより、幼保小のそれぞれの良さを活かした保育・教育の充実を図っていく。

## 【主な事務事業】

### ① 幼保小連携交流活動の実施

各中学校区を基本として、幼稚園・保育所（園）等と小学校が連携して行う幼保小・幼保・保保の交流活動を支援するとともに、交流活動の充実に向けて、効果的な運営方法の検討や情報交換を行うため、幼保小連携合同会議、幼保小連携実務者会議及び各中学校区ごとの幼保小連携会議を開催する。

## 【平成 28 年度における評価】 B

- ① 確実な引継ぎ・継続的な支援については、幼保小相互の訪問・交流活動における観察等を行うことにより個々の理解を進めた。また、2月頃に実施される幼稚園・保育所（園）等と小学校の懇談会の場においては、全ての子どもの情報交換を行うとともに、特別に支援の必要な子どもについて「個別の発達支援計画」を送付し、より丁寧な支援の引継ぎができるようにした。また、年度末には、全ての子どもたちについての「要録」(※12)を送付した。これにより、訪問・観察、書面、懇談による連携、引継ぎの流れが構築されてきた。
- ② 交流活動の推進については、平成 28 年度において市内の幼稚園・保育所（園）・認定こども園・小学校で延べ 189 回の交流活動を実施し、活動の充実を図った。成果指標として設定した、交流活動の推進に関するアンケートでは、「成果があった」の回答割合が 100%に至り、成果が着実に上がっている。
- ③ 平成 23 年度作成の「安心わくわくプログラム」に加え、昨年度に小学校入門期用「スタートモデルカリキュラム」を作成・配布し、今年度より実施した。各施設でのこれらの活用が進んでいる。

※12 要録とは、幼稚園、保育所（園）、認定こども園の全ての入所（園）児の保育経過や主に最終学年の育ちについてまとめ、就学先の小学校へ送付する資料のこと。幼児が在籍する施設により、「幼稚園教育要録」「保育所児童保育要録」「認定こども園こども要録」と名称が異なる。

## 【今後の方針】

- ① 確実な引継ぎ・継続的な支援については、「要録」とともに「個別の発達支援計画」を小学校に引き継ぎ、その活用を更に促進していく。
- ② 交流活動の推進については、引き続き幼保小連携合同会議を開催し、交流活動を支援するとともに、幼保から小学校に不安なくつなぐために、より効果的な交流活動になるよう質的向上や活動内容の充実を図っていく。
- ③ 育ちのつながりを意識した指導については、職員の資質向上に向けて、保育参観（公開保育）や授業参観（公開授業）を通じた研修機会の積極的

な取り入れを促進するとともに、幼保小それぞれの特質を理解し、日々の活動に活かしていくため、保育士と小学校教諭が相互に保育又は授業に参加する保育士体験・小学校教諭体験の啓発、促進を図っていく。また、小中一貫教育の制度化についての周知も行っていく。

#### 4-(3) 家庭への支援の充実

(子育て支援課)

##### 【施策の基本方針】

三条市幼児教育推進プランの重点項目3「家庭への支援の充実」における次の2つの施策体系の下で各取組を推進していく。

##### ① 家庭の教育力の向上支援

子どもが育つ基盤である家庭での教育力の向上を目指し、保護者に対して子育てに関する学習機会の提供や情報提供等による支援を行うとともに、保護者が自信を持ち子育てが楽しいと感じることができるような働きかけや環境づくりに努める。

##### ② 地域の子育て支援の拠点化

子育て支援センターや幼稚園・保育所(園)等は、地域に開かれた身近な子育て支援の専門機関として、子育て中の親子が気軽に集え、交流できる場となる拠点づくりを進めるとともに、様々な媒体を活用した子育て支援情報の周知活動や相談事業を通じて、保護者が安心して子育てができるよう支援していく。

##### 【主な事務事業】

##### ① 家庭教育活性化支援事業

家庭、保育所(園)、学校が連携し、家庭における教育力の向上を図るため、子どもの成長に合わせた家庭教育講座を開催する。

また、乳幼児を育てる保護者を対象とするBP(親子の絆づくりプログラム Baby Program「赤ちゃんがきた」)講座(※13)、NP(Nobody's Perfect「完璧な親なんていない」)講座(※14)を開催する。

※13 BP講座とは、初めて乳児(2か月～5か月)を育てる母親を対象に、子育ての基礎知識に関する学習や保護者同士の情報交換等を通じて、親子の絆づくりや育児不安の軽減及び児童虐待の予防等を目的に実施する講座のこと。

※14 NP講座とは、乳幼児(0歳～3歳)を育てる保護者を対象に、子育ての知識や親としての役割等に関する学習と保護者同士の情報交換等を通じて、仲間づくりや育児不安の軽減及び児童虐待の予防等を目的に実施する講座のこと。

## 【平成 28 年度における評価】 B

① 家庭の教育力の向上支援では、家庭、保育所（園）、学校が連携した中で、子どもの成長に合わせて年少児の参観時、小学校入学前の健診時、中学校入学説明会時の機会を捉え、ライフステージに応じた子どもへの関わりをテーマとした講座を開催した。保護者アンケートの結果では、役立ち度が目標値に届かなかったものの、講座の参加者数については、前年度から 181 人の増加となる 1,867 人に学習機会を提供することができた。

BP 講座は 49 人、NP 講座は 57 人が参加した。参加者アンケートでは、育児の不安や悩みを共有できる子育ての仲間ができて良かったとの感想が数多くあり、孤立感の解消につなげることができた。

② 平成 28 年 4 月に子育て拠点施設「あそぼって」がオープンし、平成 29 年 3 月末時点で延べ 56,322 人の利用があり、同拠点施設の利用を通じて保護者への支援を行うことができた。

## 【今後の方針】

① 家庭の教育力の向上支援に関しては、これまで子どもへの関わりをテーマとした家庭教育講座を行い、参加者からは一定の評価を得てきたが、今後は、講座の実施方法について工夫を行うとともに、子どもの成長段階に沿った内容に加え、子どもの生活習慣の実態などを捉えた新たなテーマの学習機会となるよう講座内容の検討を行っていく。

BP・NP 講座については、対象者が講座内容を理解し、参加しやすいように周知方法を工夫しながら、引き続き、保護者同士の情報交換や仲間づくりを支援していく。

② 地域の子育て支援の拠点化に関しては、新たに嵐北地域に子育て拠点施設を整備し、平成 28 年 4 月に「あそぼって」としてオープンした。既存の同種施設「すまいるランド」や各地域の子育て支援センター等とともに、地域に開かれた身近な子育て支援の専門機関として親同士の交流や相談事業の充実を図るよう更に周知を進めていく。

## 5 教育の充実を図る環境の整備

### 5-1 豊かな教育活動を支える環境の整備

(教育総務課)

#### 【施策の基本方針】

望ましい教育環境を将来にわたって維持し続けていくため、公立小学校の計画的な統廃合に取り組みながら、子どもたちが安心・安全で、心身ともに

健やかに成長できる教育環境の整備を進める。また、そのほかの教育施設についても、老朽化対策など必要な検討を行い、市民の教育活動を支援する。

### 【主な事務事業】

#### ① 小・中学校施設耐震補強事業

耐震化優先度調査、耐震化二次診断の結果を基に、IS 値 0.7 未満の学校施設については、安全・安心で良好な教育環境を整備するため、耐震補強等を実施する。また、補強が困難な学校については、統廃合、移転改築等を実施し、耐震化率 100%を目標に取り組む。

### 【平成 28 年度における評価】 B

学校施設の耐震化については、国庫補助金等を活用し、大崎中学校の移転改築（大崎中学校区小中一体校の建設）に着手するとともに、井栗小学校及び月岡小学校の校舎の耐震補強工事が完了したことにより、耐震化率が前年度から向上し、94.8%となった。

### 【今後の方針】

学校施設の耐震化については、国庫補助金等を活用しながら、大崎中学校区小中一体校の建設工事を継続し、平成 29 年度末での耐震化率 100%を目指す。

さらに、その他の学校について、必要となる老朽化対策など施設の長寿命化に関する検討を行い、計画策定に向けた取組を進めていく。

## 6 文化遺産の保存と活用

### 6-1 文化遺産の詳細調査・文化財指定

(生涯学習課)

#### 【施策の基本方針】

地域の暮らしの中に埋もれたまま失われつつある文化遺産を新たに価値付けし、地域資源として磨き上げ活用できるようにするため、詳細調査を行い指定文化財・登録文化財に指定・登録する。

### 【主な事務事業】

#### ① 文化財総合調査

保存・活用が必要とされる文化遺産の基礎資料として作成された「三条市文化遺産リスト」に掲載された古文書、建造物などの文化遺産について、

文化財指定等を行うことが適当であるかを判断するための詳細な調査を実施する。

## ② 歴史の道八十里越保存・活用事業

文化庁選定歴史の道百選の一つである八十里越や周辺の文化遺産などについて、適切に保存・活用が図られるように調査などを実施する。

## ③ 下田郷の歴史遺産再発見事業

下田郷の特徴的な歴史遺産を新たな宝として価値付けし、貴重な地域資源として適切に保存し活用につなげる。

## 【平成 28 年度における評価】 B

文化遺産リスト掲載物件を対象とした文化財総合調査を行い、価値付けされた地域の文化遺産 2 件について速やかに手続を進め、市指定文化財・国登録有形文化財に指定・登録し、その価値を具体的に示して公開することができた。

また、信濃川火焰街道連携協議会(※15)に加盟の自治体で連携し申請した『なんだ、コレは！』信濃川流域の火焰型土器と雪国の文化」のストーリーが文化庁の日本遺産に認定され、三条市にある構成文化財のうち長野遺跡出土品を市指定文化財に指定した。

そのほか、歴史の道八十里越保存活用事業では、只見町、魚沼市と連携して国指定史跡を目指し、文化庁・新潟県教育委員会、中越森林管理署などと調整し現地確認を進めた。

※15 信濃川火焰街道連携協議会とは、「火焰型土器」に代表される“縄文”をキーワードに、信濃川流域の自治体が交流・連携を図り、地域振興や広域観光を推進する協議会

## 【今後の方針】

文化遺産リストを対象とした文化財総合調査などにより、価値付けされた保護の緊急性や重要度の高い物件については、速やかに市指定文化財や国登録有形文化財に指定・登録し、地域資源として活用できるようにする。

また、文化庁による日本遺産(※16)の認定を受けた三条市にある構成文化財のうち、赤松遺跡出土品などの市指定文化財未指定物件について、速やかに指定し、適切に保管・管理した上で活用につなげる。

歴史の道八十里越については、国指定史跡を目指し現地調査や関係機関等の調整を進める。

※16 日本遺産とは、地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するもの。ストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形や無形の様々な文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としている。

**【施策の基本方針】**

文化財保護法に基づき、埋蔵文化財の所在地における開発事業とその保護について調整し、開発行為に係る埋蔵文化財の発掘調査を行い保護する。

**【主な事務事業】**

① 諸開発関係 市内遺跡確認・試掘調査

諸開発に伴い遺跡の内容などを把握する試掘・確認調査を行い、開発行為に対する調整用資料を整備する。

② 国道 403 号三条北バイパス整備関係 石田遺跡・梅田遺跡発掘調査

国道 403 号三条北バイパス整備事業に係る石田遺跡・梅田遺跡の発掘調査を行い保護する。

③ 大崎中学校区小中一体校建設関係 犬川原北遺跡発掘調査

大崎中学校区小中一体校（中学校）建設事業に係る犬川原北遺跡の発掘調査を行い保護する。

**【平成 28 年度における評価】 B**

埋蔵文化財の所在地における開発事業について、事業計画の策定段階から埋蔵文化財の保護について調整し、8 件の発掘調査を行い、適切に埋蔵文化財を保護することができた。

発掘調査を必要としなかった案件を含めて、諸開発予定に伴い事前に埋蔵文化財の所在や試掘調査の実施の有無についての照会件数が、平成 28 年度 147 件あり、開発事業の計画策定段階から埋蔵文化財の保護について事前照会するという仕組みが定着している。

これらの中には民間からの照会も多く、民間開発予定地における試掘・確認調査が増加しており、適切に埋蔵文化財を保護することができた。

**【今後の方針】**

埋蔵文化財の所在地の周知徹底を図り、開発事業計画の策定段階から埋蔵文化財の保護について調整し、発掘調査が計画的に実施できるようにする。

また、開発事業計画策定段階から埋蔵文化財保護について事前照会する仕組みについては、今後も周知徹底を図る。

### 【施策の基本方針】

文化遺産や遺跡などの展示会や講座などを開催し、市民がふるさとの歴史・文化に触れる機会の充実を図る。

### 【主な事務事業】

#### ① 遺跡展示会

遺跡発掘調査などの成果や本市にある全国的に著名な遺跡をより多くの市民に知ってもらうために開催する。

#### ② 遺跡出前体験講座

当時の人々の暮らしを体験し、だれでも分かりやすく遺跡に親しむことができる遺跡出前体験講座を開催する。

#### ③ 三条かぐら鑑賞会・栄神楽鑑賞会

県指定文化財三条神楽と市指定文化財栄神楽の伝承と紹介のため鑑賞会を開催する。

### 【平成 28 年度における評価】 B

下田郷の歴史遺産再発見事業で行った下田郷のいしぶみ調査の成果を速やかに活用し、いしぶみ展示会、いしぶみめぐり、夏休み親子いしぶみめぐり及びいしぶみ座談会を行い、新たに価値付けられた歴史資源に触れる機会の充実を図ることができた。

また、歴史的建造物探訪ツアーや石田遺跡（須戸新田・井栗地内）、梅田遺跡（井栗地内）及び犬川原北遺跡（東大崎一丁目地内）の現地見学会を行い、調査成果を速やかに市民に公開した。さらに、遺跡発掘調査速報展 2017 で平成 28 年度に認定された日本遺産を紹介するとともに、日本遺産案内看板の設置、日本遺産ガイドブックの作成・配布を行い、市民や多くの人々に歴史・文化遺産に親しんでもらうことができた。

### 【今後の方針】

信濃川火焰街道連携協議会加盟自治体や観光部局などと連携して、日本遺産に認定されたストーリーや構成文化財などを地域が主体となって整備・活用するとともに、国内外に戦略的に情報発信し、見学者の増加に努める。

また、下田郷の歴史遺産再発見事業で進めている調査成果の活用を図るため、森町地区のいしぶみパンフレットや吉ヶ平の民具ガイドブックを作成し、市民が歴史・文化に触れる機会の充実を図る。

さらに、歴史民俗産業資料館では、「燕三条工場の祭典」と連携して岩崎航介氏の企画展を開催し、「燕三条工場の祭典」の来場者が企画展を訪れるよう

に「燕三条工場の祭典」のブックレットに掲載するなど、広報に努め入館者数の増加を図る。

## 教育委員会の会議及び教育委員の主な活動状況について

### 1 教育委員会の会議

#### ○平成 28 年第 6 回定例会（4 月 22 日）

報 告：報第 1 号 専決処分報告について（三条市スポーツ推進審議会委員の任命に関する同意）

その他：（1）平成 28 年度学びのマルシェについて  
（2）小中一貫教育実施状況について（概要報告）

#### ○平成 28 年第 7 回定例会（5 月 27 日）

報 告：報第 1 号 平成 27 年度第 4 回三条市社会教育委員会議及び公民館運営審議会会議録について

報第 2 号 平成 27 年度第 2 回三条市文化財保護審議会会議録について

議 事：議第 1 号 動産の取得について

議第 2 号 三条市社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱について

議第 3 号 三条市図書館協議会委員の任命について

議第 4 号 平成 28 年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分）について（非公開）

その他：（1）小中一貫教育実施状況について（概要報告）

#### ○平成 28 年第 3 回協議会（5 月 27 日・非公開）

#### ○平成 28 年第 8 回定例会（6 月 23 日）

報 告：報第 1 号 平成 28 年度第 1 回三条市学校給食運営委員会会議録について

その他：（1）教育に関する事務の点検及び評価について  
（2）小中一貫教育実施状況について（概要報告）

#### ○平成 28 年第 9 回定例会（7 月 26 日）

委員長の選挙、委員長職務代理委員の指定、議席の決定

報 告：報第 1 号 平成 28 年度第 1 回三条市社会教育委員会議及び公民館運営審議会会議録について

報第 2 号 平成 28 年度第 1 回三条市図書館協議会会議録について

その他：（1）三条市議会 6 月定例会の概要について

#### ○平成 28 年第 4 回協議会（7 月 26 日・非公開）

#### ○平成 28 年第 10 回定例会（8 月 26 日）

報 告：報第 1 号 平成 28 年度第 2 回三条市社会教育委員会議及び公民館運営審議会会議録について

議 事：議第 1 号 大崎中学校区小中一体校校舎棟建設建築本体工事請負契約の締結について

議第 2 号 大崎中学校区小中一体校体育館棟建設建築本体工事請負契

約の締結について

議第3号 大崎中学校区小中一体校校舎棟建設電気設備工事請負契約  
の締結について

議第4号 大崎中学校区小中一体校校舎棟建設機械設備工事請負契約  
の締結について

議第5号 大崎中学校区小中一体校体育館棟建設機械設備工事請負契  
約の締結について

議第6号 三条市教職員住宅管理規則の一部改正について

議第7号 平成28年度教育に関する事務の点検及び評価について

その他：(1) 平成28年度教育委員の行政視察について

(2) 制度移行及び学校運営協議会設置スケジュールについて

(3) 学びのマルシェの受講者数について

#### ○平成28年第11回定例会（9月23日）

報 告：報第1号 平成28年度第3回三条市社会教育委員会議及び公民館運営  
審議会会議録について

報第2号 平成28年度第1回三条市文化財保護審議会会議録について

議 事：議第1号 平成28年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分）  
について（非公開）

その他：(1) 平成28年度教育委員の行政視察について

(2) 平成28年度教育委員学校訪問実施計画について

(3) 小中一貫教育実施状況について（概要報告）

#### ○平成28年第12回定例会（10月27日）

その他：(1) 小中一貫教育実施状況について（概要報告）

#### ○平成28年第13回定例会（11月25日）

議 事：議第1号 平成28年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分）  
について（非公開）

その他：(1) 小中一貫教育実施状況について（概要報告）

#### ○平成28年第5回協議会（11月25日・非公開）

#### ○平成28年第14回定例会（12月22日）

議 事：議第1号 三条市教育委員会公印規程等の一部改正について

その他：(1) 三条市議会12月定例会の概要について

(2) 小中一貫教育実施状況について（概要報告）

#### ○平成29年第1回定例会（1月27日）

報 告：報第1号 平成28年度第4回三条市社会教育委員会議及び公民館運営  
審議会会議録について

議 事：議第1号 三条市指定文化財の指定に関する諮問について

その他：(1) 小中一貫教育実施状況について（概要報告）

#### ○平成29年第1回協議会（1月27日・非公開）

○平成 29 年第 2 回定例会（2 月 17 日）

- 議 事：議第 1 号 三条市立学校設置条例等の一部改正について  
議第 2 号 長岡市及び三条市における公の施設の利用について  
議第 3 号 見附市及び三条市における公の施設の利用について  
議第 4 号 三条市立小・中学校管理運営に関する規則の一部改正について  
議第 5 号 学校給食調理業務の民間委託について  
議第 6 号 平成 28 年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分）について  
議第 7 号 平成 29 年度三条市一般会計予算（教育委員会所管分）について（非公開）

- その他：（1）平成 28 年度小・中学校卒業式参列者について  
（2）小中一貫教育実施状況について（概要報告）

○平成 29 年第 2 回協議会（2 月 17 日・非公開）

○平成 29 年第 3 回臨時会（2 月 27 日・非公開）

○平成 29 年第 4 回定例会（3 月 15 日）

- 議 事：議第 1 号 三条市中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校における小中一貫教育の実施に関する規則の制定について  
議第 2 号 三条市小中一貫教育推進協議会設置要綱の一部改正について  
議第 3 号 三条市小中一貫教育推進指針の一部改正について  
議第 4 号 三条市学校運営協議会規則の制定について

○平成 29 年第 5 回臨時会（3 月 27 日）

- 報 告：報第 1 号 専決処分報告について（教育委員会事務局職員の人事異動）  
報第 2 号 専決処分報告について（校長及び教頭を除く教職員の人事異動の内申）  
報第 3 号 平成 28 年度第 2 回三条市学校給食運営委員会会議録について  
報第 4 号 平成 28 年度第 2 回三条市文化財保護審議会会議録について

- 議 事：議第 1 号 三条市立図書館条例施行規則の一部改正について  
議第 2 号 三条市立学校通学区域規則等の一部改正について  
議第 3 号 三条市教育委員会公印規程の一部改正について  
議第 4 号 さんじょう一番星育成事業実施要綱の一部改正について  
議第 5 号 三条市指定文化財の指定について  
議第 6 号 三条市公民館長、分館長及び分館主事の任命について

- その他：（1）三条市議会 3 月定例会の概要について  
（2）平成 29 年度三条市学校教育プランについて

## 2 総合教育会議

### ○第1回（平成28年12月1日）

議 題：平成29年度当初予算に関する要望について

## 3 教育委員の学校訪問

各学校の学校運営、児童生徒の活動の様子等を把握して、今後の教育行政に資するため、学校訪問を実施した。

開催日	訪 問 校
平成28年10月27日	大崎中学校、第二中学校、第四中学校
〃 11月16日	下田中学校
〃 11月17日	大崎小学校、井栗小学校、裏館小学校

## 4 教育委員の行政視察

開催日	視察先	内 容
平成28年10月13・14日	・福井県鯖江市教育委員会 ・福井県敦賀市教育委員会	学力向上の取組について

## 5 教育関係会議への教育長及び教育委員の出席

- ・全県教育長会議（平成28年4月18日 新潟市）
- ・関東地区都市教育長協議会総会（平成28年5月12・13日 埼玉県さいたま市）
- ・全国都市教育長協議会定期総会・研究大会（平成28年5月19・20日 徳島県徳島市）
- ・新潟県都市教育長協議会春季定期総会（平成28年5月23・24日 柏崎市）
- ・新潟県コミュニティ・スクール研修会（平成28年7月14日 刈羽村）
- ・新潟県市町村教育委員会連合会定期総会・研修会（平成28年7月15日 加茂市）
- ・新潟県都市教育長協議会秋季定期総会（平成28年10月19・20日 新発田市）
- ・市町村教育委員会研究協議会（平成28年11月21・22日 石川県金沢市）
- ・市町村教育委員研究協議会（平成29年1月13日 東京都千代田区）
- ・教育長セミナー（平成29年2月25・26日 茨城県つくば市）

## 6 その他の出席

小・中学校卒業式、三条小学校春風式、成人式、スポーツ大会等